

# 令和3年度包括外部監査の結果等に対する対応

テーマ： 県有財産総合管理(ファシリティマネジメント)の実施状況について  
 報告書提出: 令和4年3月23日(水)

ID	報告書頁	指摘意見	所管課(関係課)	監査結果等	措置状況(措置(予定)内容又は対応方針)
1	79	意見	管財課	第5章第1-1 目標の達成状況 ① トータルコスト算出における更新等費用の計算方法の見直しについて 県では、更新等費用の算出にあたり、施設を物理的に見て、算定年度において使用見込(耐用)年数を超えて使用している施設は、実際に超えた年数で除して、建築年度から当該年度までの1年当たりの更新等費用を算出している。また、長寿命化改修工事費については、支出時にその年度の維持管理費用に算入している。 今後、多くの施設が使用見込(耐用)年数を経過し、長寿命化改修工事が活発化した場合に目標指標であるトータルコストを合理的で実態に即したものとするため、使用見込(耐用)年数を経過した建物について経過後は更新等費用の計算を行わず、長寿命化改修工事等については、実際支出額を目標使用年数から既存建物の経過年数を差し引いた年数により按分した額を、支出年度から目標使用年数までの期間、更新等費用の計算に含めることを検討されたい。	次期計画期間(R7～)に向けて、目標指標のあり方も含めて検討する。
2	81	意見	管財課	第5章第1-1 目標の達成状況 ② 目標指標を達成するための実行目標への落とし込みの検討について 県では、基本方針でトータルコスト(一般財産施設に係る県民一人当たりの負担額)が平成25年度実績(15,900円)以下であることを目標指標としているが、当該指標は、取組みを具体的にどの程度推進すれば目標を達成できるのかが明確になっていないと考える。 県は、トータルコストに係る目標指標を達成するため、またどのような行動を行ったために目標を達成できたのか等の振り返りができるように、具体的な実行目標への落とし込みを検討されたい。	次期計画期間(R7～)に向けて、目標指標のあり方も含めて検討する。
3	82	意見	管財課	第5章第1-1 目標の達成状況 ③ 有効かつ効率的な「維持管理コスト調査」の実施検討について 県は、目標指標であるトータルコストの算出のため、毎年、維持管理コスト調査を実施しているが、当該調査項目の一部について検討の余地があるものとする。 より正確な維持管理費用の把握とコスト調査に係る作業負担の軽減の観点から、「運用費」のうち建物改造・工作物・設備新設費等の更新等費用としての処理、施設の維持管理ではなく施設で実施する事業に付随するコスト及び県民一人当たりのトータルコスト負担額の水準に重要な影響を与えないコスト項目の除外について検討されたい。	次期計画期間(R7～)に向けて、目標指標のあり方も含めて検討する。
4	86	指摘事項	県立病院課(働き方改革実現課)	第5章第1-2 「県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減」のための具体的な取組み ① 優先的検討方針に基づく評価結果の公表について 山形県立新庄病院改築整備事業について、「山形県公民連携及び民間資金等の活用による公共施設等の整備に係る手法を導入するための優先的検討方針」に基づき、PPP/PFI手法の導入の適否を検討した結果、適しないと評価している。 この場合、優先的検討方針において、入札手続の終了後適切な時期に、PPP/PFI手法簡易定量評価調査の内容をインターネット上で公表することとしているが、令和3年10月時点で公表されていない。令和2年12月に施工業者が決定し入札手続が完了していることから、適切な時期にインターネット上で公表する必要がある。	令和3年11月に、PPP/PFI手法簡易定量評価調査の内容を県ホームページで公表した。
5	88	意見	管財課	第5章第1-2 「県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減」のための具体的な取組み ② 保全マネジメントシステムの情報管理・分析機能の活用検討について 現在、個別施設計画の対策費用推計にしか使用していない保全マネジメントシステムについて、基本方針の「各取組み推進工程」に従い、エネルギーデータ・コスト管理や建物診断情報などの情報管理・分析機能を活用して、施設情報を一元化することを検討されたい。 その際には、各施設管理者が当事者意識を持ち、全庁的に公共施設マネジメントを進めるという意識醸成につながるように、各施設所管部局にIDを付与し運用することを検討することが有用と考える。	保全マネジメントシステムへの建物の初期登録(基本情報の入力)が必要なうえ、建物に異動があった場合には、公有財産管理システムとの二重入力が発生するなど、作業量が膨大であり、対応は困難である。
6	92	意見	管財課	第5章第1-3 「県有財産の有効活用」のための具体的な取組み ① 庁舎等や敷地の未利用スペースに係る全庁的な照会の仕組みの整備について 現地視察を行った結果、庁舎等や敷地の一部に未利用スペースがある施設や利用可能な未利用スペースを探している施設が確認された。 今後は人口減少やデジタル化の進行により、庁舎等のスペースを適切に利用していても未利用スペースが生じてくる可能性が高いと考える。よって、県は、庁舎等やその敷地の未利用スペースの有無や要望に係る全庁的な照会等を行う仕組みを整備し、施設の有効活用を図られたい。	令和4年7月15日付けで、県有財産総合管理推進本部事務局長(管財課長)から同推進本部幹事(各部局主幹課長)あてに未利用スペース調査を実施した。 調査の結果、利活用可能な未利用スペースはなかったが、今後も定期的に調査を実施し、施設の有効活用を図っていく。
7	98	意見	管財課(働き方改革実現課)	第5章第2-1 施設アセスメント ① 「二次評価の視点: 県有施設としての妥当性」の施設KPIに基づく定量的な測定・評価について 施設アセスメント二次評価の「県有施設としての妥当性」に係る検討について、当該施設を法律・条令・規則で設置することが認められているかだけでなく、当該施設自体が設置目的を果たすために有効に機能しており、今後も県が所有・運営していく意義があるのかを評価するべきである。 具体的には、評価の視点の一つとして、施設の設置目的である施策の実施状況を検証するための定量的な指標として「施設KPI」を設定し、定期的に測定して目標値と比較・分析することで、施設の設置目的をどのように達成できているかを評価する必要があると考える。	施設の設置目的、近傍類似施設の状況、県としての役割を踏まえ、施設KPIの設定の可否について検討していく。

# 令和3年度包括外部監査の結果等に対する対応

テーマ： 県有財産総合管理(ファシリティマネジメント)の実施状況について  
 報告書提出: 令和4年3月23日(水)

ID	報告書頁	指摘意見	所管課(関係課)	監査結果等	措置状況(措置(予定)内容又は対応方針)
8	100	意見	管財課	第5章第2-1 施設アセスメント ②「二次評価の視点:施設の代替性」の施設が果たす機能に基づく検討について 施設アセスメント二次評価の「施設の代替性」に係る検討について、多くの施設では、条例等で定める設置目的に沿う代替施設に限定して判断している。 公の施設同士で重複がないかという視点の他に、公共施設マネジメントとして総量縮小を目指していく中で、民間や市町村等に同一機能を有する施設がある場合、民間に当該機能を任せて建設・維持管理コストを削減できないかを検討する機会とするために、施設が有する純粋な機能の代替性にも注目して判断を行うべきである。 その上で、代替性があると判断された施設については、ハードに係るコストに代えて、ソフト面でのサポートにより施設設置の目的が達成できないか検討することが有用と考える。	次回アセスメント実施時に検討する。
9	109	意見	管財課	第5章第2-2 山形県県有建物長寿命化計画(公共施設) ① 長寿命化計画の精緻化と確実な実行のための基金化の検討について 今後、目標使用年数が到来する施設が増加し、厳しい財政状況の中で、県民にとって必要な行政サービスを提供する施設を維持管理していくためには、実態に応じた長寿命化対策の優先順位付けを行い、財政平準化を図ることが重要である。 このため、長寿命化計画における対策費用についてBIMMS上の標準更新単価や更新年数により機械的に算出するのではなく、実態を最も把握している各所管課が時期と金額を検討することにより計画の精緻化を図ることが重要であるとする。 あわせて、長寿命化対策に係る予算については財政平準化の観点から毎年一定額を当該目的のための基金に積み立てた上で、県有財産総合管理推進本部により全庁的に合意された優先度に基づき執行していく仕組みを構築し、長寿命化計画全体の確実な実行を図ることを検討されたい。	長寿命化計画の精緻化については、次回見直し時に検討する。 長寿命化対策工事等の計画的な実施については、令和3年度改訂の県有財産総合管理基本方針において、同方針の重要検討項目としており、令和4年度以降、県有財産総合管理推進本部で検討する。
10	115	意見	管財課	第5章第2-3 山形県県有建物長寿命化計画(その他庁舎等) ① 効率的な調達に関する好事例の情報展開の実施について 令和2年度に実施した県庁舎の非常用発電機更新工事について、発注の段階で予算要求部材の見積書を精査し、性能をおとさず、予定価格を引き下げ、計画と比べて大幅に長寿命化対策費用を削減することができた。 県は、こうした工夫に関する好事例について、具体的な内容を県有財産総合管理推進本部などで情報展開することにより、維持管理コストの低減に資する効率的な調達をサポートすることを検討されたい。	好事例を収集する仕組みを検討し、FM推進本部事務局において情報展開を図る。
11	128	意見	教育政策課	第5章第2-5 山形県立学校施設長寿命化計画 ① 県立高校再編整備計画の着実な実行とモニタリング結果に基づく長寿命化計画の見直しについて 県の財政状況が厳しさを増し、施設の老朽化や少子化も進行している中で、施設アセスメントにおいて利活用等の方向性を早期に明確にし、優先度の高い長寿命化対策に集中する必要がある。 そのため、県は、早期の整備計画策定と計画に基づく取組みの着実な実行を図られたい。また、計画の実行状況や少子化の進行状況等について適切なモニタリングを実施するとともに、モニタリングで得た情報を将来の県立学校施設長寿命化計画の見直しに活用することが必要と考える。	再編整備計画に係る取組みを進めるとともに、将来的な県立学校施設長寿命化計画の見直しについては、再編整備計画の実行状況や少子化の状況も踏まえた検討を行いたい。
12	130	意見	教育政策課	第5章第2-5 山形県立学校施設長寿命化計画 ② 学校施設の維持管理コストに係るベンチマーキングの実施について 県は基本方針に基づく取組みとして「光熱水費等の維持管理コストの実態を把握し、ベンチマーキングの手法を用いて同種・同規模の施設間の比較等を行うことにより、維持管理コストの縮減を図る」こととしている。 学校施設は、同一又は類似の条件下にあり、ベンチマーキングの実施による維持管理コストの比較が有効と考える。県は、「保全マネジメントシステム」を活用することなどにより、学校施設の維持管理コストの縮減を図るため、ベンチマーキングの実施を検討されたい。	令和3年11月の県有財産総合管理推進本部長寿命化、有効活用・総量縮小合同ワーキンググループ会議において、県有財産総合管理基本方針からベンチマーキング手段が削除されたことも鑑み、当課でも今後どのような方法があるか検討していきたい。
13	133	意見	施設装備課	第5章第2-6 山形県警察施設長寿命化計画 ① 施設アセスメント実施の必要性検討と長寿命化計画の精緻化について 警察署の位置及び管轄区域は施設アセスメントとは別の要素により決定されるものであるため、警察施設について、利活用等の方向性を示すことを目的とする施設アセスメントを実施する意義は高くないと考える。一方で、警察施設には施設類型特有の施設がある他、会計検査院から施設に係る浸水対策の不備が指摘されているが、これらについて現在の計画における対策費用の算出では考慮されていない。 県は、警察施設に係る施設アセスメントによる利活用等の方向性を決定するプロセスを省略し、その分の作業量を、長寿命化計画の精緻化を図るために充てることを検討されたい。	警察施設の施設アセスメント実施の必要性について、次回の施設アセスメント時まで、施設アセスメントを主管する県有財産総合管理推進本部事務局と検討を進める。 警察施設長寿命化及び浸水対策については、短期計画を策定し、計画の精緻化を図った上、予算の確保に努めている。
14	134	意見	施設装備課	第5章第2-6 山形県警察施設長寿命化計画 ② アスベスト除去工事の対象特定調査の計画的な実施と除去費用の長寿命化計画への反映について 警察施設において、近年、アスベスト除去工事により当初の想定より建築工事費用が増大する事例が発生している。アスベスト除去工事は、解体の時だけでなく改造・補修の際にも必要となるため、長寿命化対策工事を行う場合も除去作業が必要となり費用が増大する可能性が高いが、当計画の対策費用に、アスベスト除去費用は織り込まれていない。 県は、財政上の制約と建替えに伴う工事費用を適切に把握し、投資判断を誤らないようにするために、計画的にアスベスト除去工事の対象を特定する調査を実施するとともに、除去費用を長寿命化計画の対策費用の見積りに織り込む必要がある。	改修、解体等の計画がある警察施設については、令和5年度までにアスベスト含有調査を実施し、必要な費用を計画に織り込むこととしている。

# 令和3年度包括外部監査の結果等に対する対応

テーマ： 県有財産総合管理(ファシリティマネジメント)の実施状況について  
 報告書提出: 令和4年3月23日(水)

ID	報告書頁	指摘意見	所管課(関係課)	監査結果等	措置状況(措置(予定)内容又は対応方針)
15	143	指摘事項	建築住宅課(管財課)	第5章第2-7 山形県県営住宅長寿命化計画 ① 県営住宅長寿命化計画の県有財産総合管理推進本部会議での協議・承認の実施について 県の基本方針で、ファシリティマネジメントについて、県有財産総合管理推進本部を中心として、取組み成果の評価、効果の検証を行いながら取り組むことで、全庁的な合意の下に推進していくこととしているが、県営住宅長寿命化計画については、担当課内で判定、チェック及び承認を実施し、県有財産総合管理推進本部で協議等が行われていない。 県は、基本方針の趣旨に鑑み、今後は、県営住宅の住棟別事業手法の検討及び長寿命化計画について、県有財産総合管理推進本部で協議・承認等の手続きを経るべきである。	今後、推進本部にて長寿命化計画の協議・承認を行っていききたい。 ただし、県土整備部で長寿命化計画の評価体制を確立させているので、県土整備部と推進本部の事務局の管財課と協議して進めたい。
16	144	指摘事項	建築住宅課	第5章第2-7 山形県県営住宅長寿命化計画 ② 給湯設備に係る改善事業費の修正を織り込んだ計画の見直しについて 当計画に係る令和3年度の計画額と予算要求額を比較した結果、給湯設備に係る改善事業について単価に乖離があった。これは、計画している改善内容と異なる工事の実績単価に基づき計画事業費を算出していたことによるものである。 県は、事業手法の決定や工事対象住戸に係る優先順位の判断をより正確な情報に基づき実施するためには、概ね5年ごとに予定している計画見直しの際に、当該給湯設備に係る改善事業費を修正する必要がある。	見直しの時期に併せ、計画に記載している給湯設備に係る改善事業費を修正する。
17	145	意見	建築住宅課(管財課)	第5章第2-7 山形県県営住宅長寿命化計画 ③ 住戸単位での改善事業実施に係る取組みの効果検証と庁内での情報共有について 県では、現在、住棟単位で改善事業を行っているが、対象住棟に入居者がいる場合は転居するまで工事を実施できないため、募集停止から工事開始まで数年かかっている状況である。 当該状況に対応するため、県では、住棟単位から住戸単位で改善事業を実施する方法に転換することを検討している。住戸単位での改善事業実施に係る取組みの推進にあたり、メリットとデメリットの把握と収支・管理面での効果検証を継続的にを行い、好事例と認められる場合、公舎など他の施設類型でも同様の展開ができるように県有財産総合管理推進本部等で情報共有することが有用であると考え。	令和4年度から住戸単位での改善事業を実施する。そのメリットとデメリットの把握と収支管理面での効果検証を行い、県有財産総合管理推進本部等で情報共有が図れるようにする。
18	147	意見	企画調整課(管財課)	第5章第3-1 未利用財産の利活用・売却等に関する意思決定プロセス ① 山形県県有財産有効活用検討会議機能の県有財産総合管理推進本部への集約の検討について 未活用土地等の活用のあり方等を幅広い観点から検討することを目的として平成24年2月に設置した「山形県県有財産有効活用検討会議」について、直近5年間開催されておらず、当会議構成員と同じメンバーが毎年県有財産総合管理推進本部幹事会メンバーとして「普通財産の利活用計画」を協議している状況を踏まえると、会議の設置継続の意義について疑義を感じる。 県は、未利用財産の利活用について効率的に意思決定する観点から、山形県県有財産有効活用検討会議の機能を県有財産総合管理推進本部へ集約することを検討されたい。	令和4年11月17日開催の山形県県有財産総合管理推進本部幹事会において、山形県県有財産有効活用検討会議を廃止して県有財産総合管理推進本部に統合するとともに、検討会議の機能を幹事会のもとに設置されたワーキンググループに新たに追加し、推進本部において効率的に検討・協議する体制とすることを決定した。
19	151	意見	管財課	第5章第3-2 未利用財産・普通財産の売却 ① 予定価格から将来の維持管理コストを控除するなどの方策の検討について 普通財産の売払いについて、一般競争入札の入札回数に応じて鑑定評価額の7割まで評価額を設定する基準を設け、平成21年度から令和2年度までに23件が落札されている一方で、当該基準設定後も入札を実施し落札されていない物件が23件ある状況である。 県は、維持管理に要している行政コストを把握し、将来の一定年数分の行政コストを見積もって控除することなど、より早期に売却予定未利用財産を売却するための工夫について検討されたい。	地方自治法の考え方を踏まえ、他県の状況等も調査しながら検討する。
20	158	意見	管財課	第5章第3-3 普通財産の貸付け ① 市町村との貸付物件の売却・交換協議に係るステータス管理と譲与の検討について 普通財産の市町村に対する無償貸付けについて、貸付期間中は県に維持管理コストの負担がないという点で合理的であるが、特定の市町村に住む県民のみ利用することになり長期間続く場合、県民全体の財産という観点から公平ではない。 県は、定期的に貸付市町村に対する売却・交換に関する協議を継続し、県有財産総合管理推進本部などで協議・検討状況のステータス管理を行い、売却・交換が困難で今後も県の利活用の見込みがない場合、市町村に対する譲与等の協議にステータスを進めることを検討されたい。	効率的な実施方法を検討していく。

# 令和3年度包括外部監査の結果等に対する対応

テーマ： 県有財産総合管理(ファシリティマネジメント)の実施状況について  
 報告書提出: 令和4年3月23日(水)

ID	報告書頁	指摘意見	所管課(関係課)	監査結果等	措置状況(措置(予定)内容又は対応方針)
21	164	意見	会計局 会計課 (管財課)	第5章第4 地方公会計制度の活用 ① 正確な固定資産台帳更新のための全庁的な関与等の検討について 固定資産台帳について、施設所管課に内容を確認せず登録しているため、データの重複登録や除却登録漏れ、資産内容・構造の誤認識による耐用年数の適用誤り等が検出された。 固定資産台帳への登録を誤ると、正確な減価償却計算が行われず、今後の公共施設マネジメントにおいて活用予定の「有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)」を適切に把握することができない。よって、県は、「定期的に資産登録内容について各所管課が確認作業を行うプロセスの整備」や「歳出執行データの摘要欄への記載ルールの設定」などにより、庁内全体で適切な固定資産台帳を更新することを検討されたい。	総務省における地方公会計に係る研究会等の動向を注視し、関係課と意見交換等を行いながら検討していく。
22	165	意見	会計局 会計課 (管財課)	第5章第4 地方公会計制度の活用 ② 固定資産台帳と保全マネジメントシステムの登録資産の紐づけについて 県は、保全マネジメントシステムに登録されている施設・建物番号等を固定資産台帳における対応資産に追加項目として登録し、両台帳を紐づけることで、施設類型別の有形固定資産減価償却率を算定できる体制を整備し、公共施設マネジメントの取組みに活用することを検討されたい。	総務省における地方公会計に係る研究会等の動向を注視し、関係課と意見交換等を行いながら検討していく。
23	166	意見	会計局 会計課 (管財課)	第5章第4 地方公会計制度の活用 ③ 売却可能区分の設定を活用した未利用資産の有効活用に向けた取組みについて 固定資産台帳上、「売却可能資産」として特定されている資産については、地方公会計制度に基づく財務諸表で「売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲」を注記することになっている。しかし、県の地方公会計制度において売却可能資産の定義づけがされておらず、固定資産台帳に売却可能資産情報が正しく記載されていないため、注記情報を把握することができず、財務諸表に注記が行われていない。 県は、売却可能資産の定義づけを行い、固定資産台帳に売却可能資産情報を登録し、財務諸表への注記を行うとともに、未利用資産の有効活用に繋げる工夫を検討されたい。	令和3年度財務諸表において、売却可能資産について定義づけを行い、注記した。(令和5年3月公表)
24	170	意見	会計局 会計課	第5章第5 物品管理 ① 遊休備品登録の積極活用と外部公表の検討について 県の財務会計システムでは、遊休備品を登録し、庁内の誰でも閲覧できる機能が整備され、物品の有効利用に努めることとしているが、当該仕組みは十分に運用されていない状況であると考え。 県は、物品管理者以外の所管部局が遊休の判断を行う、年間使用日数が一定以下の備品は登録を義務付けるなどにより財務会計システムの遊休備品登録機能をより積極的に活用することを検討されたい。また、登録後も有効利用されない備品は、市町村・公共的団体等への情報提供や県のホームページ等での公表による売却・貸付けを検討することが有用であると考え。	遊休備品登録機能を積極的に活用するよう各所属に対して引き続き呼びかけを行っていくとともに、更に効果的な運用を検討していく。
25	181	意見	文化スポーツ振興課	第5章第6-1 山形県郷土館 ① 施設利用状況のより詳細な把握・分析について 当施設において把握している利用日数及び稼働率からは、一日のうち未利用となっている時間帯が、いずれの利用区分においてどの程度発生しているのかを把握することは難しい状況となっている。 県は、効果的かつ効率的な施設利用を促進するため、利用区分及び利用時間帯ごとの稼働率を算出し、利用状況のより詳細な把握・分析を行っていくことが望ましい。	他施設の利用状況の把握・分析方法を参考としながら、当該施設の効果的かつ効率的な利用促進に努める。
26	182	意見	文化スポーツ振興課	第5章第6-1 山形県郷土館 ② 施設の必要性を確認するための施設KPI設定について 当施設においては、施設の必要性を確認するための具体的な数値目標や施設KPIの設定が見受けられない。 施設KPIは目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定するべきものである。 県は、施設の必要性を確認するため、また、当施設の役割・機能を活かして県民のニーズに応えより有効活用していくため、早急に当施設における個別の施設KPIを設定することを検討されたい。	郷土館は指定管理者が年度毎に事業計画において目標指標を設定していることから、これを元に、県と指定管理者の両方でKPIを設定していく。
27	183	意見	文化スポーツ振興課	第5章第6-1 山形県郷土館 ③ 使途明示型ふるさと納税制度の周知による維持管理コスト財源の確保について 令和3年8月より、使途明示型ふるさと納税として「山形県郷土館「文翔館」修繕事業」に対する寄付の受付を開始しており、施設に係る行政コストを削減するとともに、県と地域住民が一体となり魅力的な施設づくりに取り組んでいくという手法は、非常に良い取組みである。 県は、施設維持に係る財政負担を緩和しながら、計画的な改修工事及び設備更新の実施を可能とするため、例えば、当施設の毎年の行政コストの発生状況や個別施設計画における今後の長寿命化対策費用の額を示した上で、使途明示型ふるさと納税制度の周知に努められたい。	行政コストの発生状況や長寿命化対策費用の公表については、個別施設計画の公表の有無等も踏まえながら、今後検討する。 使途明示型ふるさと納税の周知については、県HPやSNS等も活用しながら効果的に周知を図っていく。

# 令和3年度包括外部監査の結果等に対する対応

テーマ： 県有財産総合管理(ファシリティマネジメント)の実施状況について  
 報告書提出: 令和4年3月23日(水)

ID	報告書頁	指摘意見	所管課(関係課)	監査結果等	措置状況(措置(予定)内容又は対応方針)
28	185	指摘事項	文化スポーツ振興課	第5章第6-1 山形県郷土館 ④ 県有備品に対する標示票貼付等の徹底について 県が指定管理者に貸与している備品について備品一覧表をもとに現物との照合を実施した結果、多くの備品について備品標示票が貼付されていなかった。 県は、展示品以外のキャビネットや机などの施設特有の景観を損ねるおそれのない備品について、備品の所有権を明確にし、定期的実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第155条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する必要がある。	令和4年8月の備品点検に合わせて備品表示票の貼付を実施した。
29	186	意見	文化スポーツ振興課	第5章第6-1 山形県郷土館 ⑤ 使用しなくなった備品に係る遊休備品登録について 県が指定管理者に貸与している一部の備品について、現地調査日現在使用されておらず、施設の現状を踏まえると今後も使用が見込まれない状況であった。 県は、当施設において今後の使用が見込まれないものについては、遊休備品登録を行って、全庁的な利活用の照会や市町村・公共的団体等への情報提供等を行うことにより、財産の有効活用を図っていくことが望ましい。	令和5年1月に今後の使用が見込まれないものについて遊休物品登録を行った。 登録後は、会計課を通して、全庁的な情報提供が行われている。
30	192	意見	観光復活戦略課	第5章第6-2 山形県民の海・プール ① 施設の必要性を確認するための施設KPI設定について 当施設において、施設KPIが設定されていない。 施設KPIは目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定するべきものである。 県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設KPIを設定することを検討されたい。当施設の場合、県民のニーズを把握するため「利用者数」「年齢別の利用者数」、健康増進の程度を測るため「国民健康保険料の負担額の推移」「疾病率」などが考えられる。	令和4年4月、年度協定書に、年間入館者数の目標として「100,800人」と明記した。
31	192	意見	観光復活戦略課	第5章第6-2 山形県民の海・プール ② 冬期間における未利用エリアの有効活用について 当施設では、冬期間は流水プールエリアで気温が上がらないことから休場している。 冬期間も利用者の利便性を高めるように、流水プールエリアの環境整備(冷気対策)を調査し、費用対効果を再度検討したうえで、冬期間の全館運営の可否を検討されたい。	県及び指定管理者としても気温・水温を適正に保てるのであれば、流水プール側を冬季も開放したいと考えているところ。 一方で、適正な気温・水温保持のためには、建物外部に張り出しているウォータースライダーの改修やポンプの改修等、相当の設備改修が必要なことに加え、温度保持のため重油の使用量が増加する等のランニングコスト面での負担増も必要となる。 このため、当面の冬期間の休場は現行のままとする。 なお、将来については、今後の大規模修繕等の見込みや他の設備改修との優先順位等を勘案しながら引き続き検討していく。
32	194	指摘事項	観光復活戦略課	第5章第6-2 山形県民の海・プール ③ 自動販売機の設置を指定管理業務とする場合の事務手続きについて 当施設における自動販売機の設置及び運営について、県は指定管理業務に含まれるものと判断し、使用許可手続きを行っていないが、仕様書等に指定管理業務の範囲内である旨などの記載がなく、調製することが求められている書類等も具備されていない。 県は、「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」に従い、仕様書等にその旨及び光熱水費の取扱いを明記するとともに、行政財産使用許可台帳に準じた台帳を調製し、設置位置及び構造等必要事項を記録した敷地平面図等を具備する必要がある。	令和4年6月に包括協定書(仕様書)を変更し、自動販売機に係る台帳整備、管理業務について指定管理者の業務に位置付けるとともに、光熱水費の取扱いについて明記した。また、台帳等についても、指定管理者において整備した。
33	195	指摘事項	観光復活戦略課	第5章第6-2 山形県民の海・プール ④ 備品の除却処理漏れについて 当施設で保有している備品に関して、現物はすでに廃棄を行っているにもかかわらず、備品一覧表に登載されたままとなっている備品が2件確認された。 県はすでに廃棄済みの2件の備品に関して、規定に基づき不用の決定の手続きを行う必要がある。	令和4年9月に、すでに廃棄済みの2件の備品について不用決定の手続きを完了した。
34	195	指摘事項	観光復活戦略課	第5章第6-2 山形県民の海・プール ⑤ 備品標示票の貼付漏れについて 当施設で保有している備品に関して、備品標示票の貼付が漏れている備品が1件確認された。 県は備品標示票の貼付が漏れている備品に関して、規定に基づき備品標示票を貼付する必要がある。	備品標示票の貼付が漏れていた備品について、令和4年4月に貼付した。

# 令和3年度包括外部監査の結果等に対する対応

テーマ： 県有財産総合管理(ファシリティマネジメント)の実施状況について  
 報告書提出: 令和4年3月23日(水)

ID	報告書頁	指摘意見	所管課(関係課)	監査結果等	措置状況(措置(予定)内容又は対応方針)
35	202	意見	森林ノミクス推進課	第5章第6-3 県民の森(森林学習展示館) ① 施設の必要性を確認するための施設KPI設定について 当施設において、施設KPIが設定されていない。 施設KPIは目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定するべきものである。 県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設KPIを設定することを検討されたい。当施設の場合、「利用者数」「年齢別の利用者数」「調査しているアンケート結果」に基づく指標などが考えられる。	施設の設置目的や類似施設の状況、コロナ禍における施設利用の状況等を踏まえ、施設KPIの設定について検討していく。
36	203	意見	森林ノミクス推進課	第5章第6-3 県民の森(森林学習展示館) ② 老朽化遊具の撤去検討について 当施設内に、老朽化の激しい木製の遊具が散見された。 事故を未然に防ぐためにも、県は、巡回の際に発見された危険事項等につき、利用停止や撤去、修繕といった判断基準を設け、対応に結び付けるプロセスが必要になると思料する。	当面の対応として、危険な遊具については利用停止した。 また、利用停止等の判断基準の設定等について、指定管理者と調整のうえ検討していく。
37	212	意見	置賜総合支庁総務課連携支援室	第5章第6-4 置賜文化ホール ① 施設利用状況のより詳細な把握・分析について 当施設において把握している利用日数及び稼働率からは、一日のうち未利用となっている時間帯が、いずれの利用区分においてどの程度発生しているのかを把握することは難しい状況となっている。 県は、効果的かつ効率的な施設利用を促進するため、利用区分及び利用時間帯ごとの稼働率を算出し、利用状況のより詳細な把握・分析を行っていくことが望ましい。	利用区分及び利用時間帯ごとの利用状況、稼働率を把握できるよう指定管理者と調整していく。
38	213	意見	置賜総合支庁総務課連携支援室	第5章第6-4 置賜文化ホール ② 施設の必要性を確認するための施設KPI設定について 当施設においては、施設の必要性を確認するための具体的な数値目標や施設KPIの設定が見受けられない。 施設KPIは目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定するべきものである。 県は、施設の必要性を確認するため、また、当施設の役割・機能を活かして県民のニーズに応えより有効活用していくため、早急に当施設における個別の施設KPIを設定することを検討されたい。	近傍類似施設の状況やコロナ禍における施設利用の近況を踏まえ、施設KPIの設定について検討していく。
39	214	指摘事項	置賜総合支庁総務課連携支援室	第5章第6-4 置賜文化ホール ③ 施設使用許可申請書及び減免申請書の様式について 現地視察時、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、関連資料の閲覧を実施したところ、当施設における使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは、条例施行規則に定めるものとは異なる手続きにより行われていた。 実際の運用は、使用許可を受けようとする者が、指定管理者に対し、「置賜文化ホール使用許可申請書」(以下、「使用許可申請書」という。)を提出し、利用料金納入確認の後、使用許可書の交付を受ける。 また、減免申請については、別途減免申請書の提出を求めるのではなく、使用許可申請書の記載事項に基づき、申請者が減免基準に該当する者であるか否かの確認を実施し、利用料金減免の有無を判断している。 使用許可申請書の記載事項は、条例施行規則様式第1号及び第3号の記載事項を概ね網羅するものとなっており、使用料減免の判断に支障は生じていないものと思われるが、使用料の免除を受けようとする者が免除申請書を提出するという条例の定めと実際の運用が異なっている現状は見直すべきである。 県は、減免申請者に対して条例施行規則に定める別記様式第3号による申請書の提出を求めるべきであり、規則に基づく運用が実務上支障がある場合は、条例施行規則の別記様式を実際に使用している様式に改めるべきである。	施行規則に定める様式は県が事務を行う場合に使用するものであり、指定管理者による施設の使用許可及び利用料金免除申請の事務手続については、指定管理に関する包括協定書第33条に基づき指定管理者が別に定める「置賜文化ホールの管理に関する要領」(以下「要領」という。)により行うこととしている。 実際の手続では、使用許可申請は要領に基づき手続が行われていたが、利用料金免除申請は要領とは異なり、利用料金免除申請書の提出を求めない運用を行っていた。 この度の指摘を受け、要領に基づく免除申請書の提出を求めるように運用を改めた。
40	225	意見	博物館・文化財活用課	第5章第6-5 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館 ① 施設の必要性を確認するための施設KPI設定について 当施設においては、施設の必要性を確認するための具体的な数値目標や施設KPIの設定が見受けられない。 施設KPIは目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定するべきものである。 県は、施設の必要性を確認するため、また、当施設の役割・機能を活かして県民のニーズに応えより有効活用していくため、早急に当施設における個別の施設KPIを設定することを検討されたい。	当施設は本県にとって歴史上重要な古代の遺跡に関する資料の収集及び展示等を行い、県民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的として設置している。 そのため、利用の規模や人数の多寡のみを以て施設の必要性を判断することは適切でないが、指定管理者においては入館者目標数「令和5年度9,900人」を設定している。

# 令和3年度包括外部監査の結果等に対する対応

テーマ： 県有財産総合管理(ファシリティマネジメント)の実施状況について  
 報告書提出: 令和4年3月23日(水)

ID	報告書頁	指摘意見	所管課(関係課)	監査結果等	措置状況(措置(予定)内容又は対応方針)
41	226	意見	博物館・文化財活用課	第5章第6-5 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館 ② あるべき受益者負担割合の設定による使用料見直しの検討について 当施設においては、入館料についてコスト回収的側面からの具体的検討は現在まで行われたことはなく、開館当初より入館料の改定は一度もなされていない。 県は、施設のあるべき受益者負担割合を設定し、実際の負担割合と比較することにより、コスト回収的な観点から入館料の妥当性の検証やコスト削減に努めていくことを検討されたい。	当施設は、他県の博物館と比較して、施設が小規模であるにも関わらず高水準の入館料を設定しているため、当面改定を行う予定はない。 また、指定管理者と協力し、引き続きコスト削減に努めていく。
42	227	意見	博物館・文化財活用課	第5章第6-5 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館 ③ 使用しなくなった備品に係る遊休備品登録について 県が指定管理者に貸与している一部の備品について、現地調査日現在使用されておらず、施設の現状を踏まえると今後も使用が見込まれない状況であった。 県は、当施設において今後の使用が見込まれないものについては、遊休備品登録を行って、全庁的な利活用の照会や市町村・公共的団体等への情報提供等を行うことにより、財産の有効活用を図っていくことが望ましい。	令和4年8月までに物品の現物確認を終了。令和5年1月に今後の使用が見込まれないものについて遊休物品登録を行った。 登録後は、会計課を通して、全庁的な情報提供が行われているが、取得から30年以上経過し、今後の使用見込みもないことから、処分手続きを行っていく。
43	228	指摘事項	会計局 会計課	第5章第6-5 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館 ④ 地方公会計の固定資産台帳上のデータ重複の修正について 当施設について、県の地方公会計データのうち固定資産台帳の情報にデータの重複があった。 県は、基本方針に地方公会計で算出された有形固定資産減価償却率の推移を盛り込み、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。有形固定資産減価償却率を適切に把握するためには固定資産台帳が正確である必要があり、当該データの重複について修正する必要がある。	令和4年3月、固定資産台帳の当該データの重複を修正した。
44	235	意見	生涯教育・学習振興課	第5章第6-6 山形県青年の家 ① 施設の必要性を確認するための施設KPI設定について 当施設において、施設KPIが設定されていない。 施設KPIは目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定するべきものである。 よって県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設KPIを設定することを検討されたい。当施設の場合、「利用者数」「年齢別の利用者数」「学習や体育の発展の度合いを測るための全国的な学力の順位」「スポーツの順位」などの指標が考えられる。	当施設は、教育基本法及び社会教育法に基づき、県民の生涯学習、社会教育活動において利用されることを目的として設置している。 そのため、利用の規模や人数の多寡等を以て、施設の必要性を判断することは適切ではないことから、施設KPIを設定することはできない。
45	236	意見	生涯教育・学習振興課	第5章第6-6 山形県青年の家 ② 陶芸室の利用状況について 当施設の敷地内にある陶芸室が、10年以上利用されていない状態で残されている。 使わないまま残しておく、倒壊や獣の住処となり県民に被害が生じるおそれがある。使う見込みがないのであれば、県は、撤去費用を踏まえてまずは消耗品から処分を進め、最終的には建造物も含めた撤去・解体を検討されたい。	建物は、陶芸以外の用途として今後も活用していく。 建物内部の消耗品について、不要なものは、廃棄処分を行った。(令和4年9月実施済)
46	237	意見	生涯教育・学習振興課	第5章第6-6 山形県青年の家 ③ 民間宿泊施設の活用検討について 当施設は、竣工から多少の修繕は加えられているものの、全体的な老朽化は否めない状態である。利用者に快適に利用してもらうためには多額の設備投資が必要となる状況であるが、今後投資額に見合う利用者数を達成できるかは疑義がある。 周辺は天童温泉などの民間の宿泊施設も充実しているため、団体宿泊訓練については金銭的な補助をするなどのソフト面でのサポートを行い、本館については今後の維持管理費も考慮に入れ解体なども検討すべきである。	青少年教育施設の設置目的に鑑みれば、民間の宿泊施設では、団体宿泊訓練としての研修には適さない。 青少年の体験活動環境を保証するため、今後も施設を維持していくことを前提とし、維持管理コストの軽減を図り継続とする。
47	246	意見	文化財活用課	第5章第6-7 山形県立博物館 ① 全庁的視点による未利用スペースの活用について 当施設では、施設内に収まりきれない収蔵資料の保管場所として、民間企業との間で建物賃貸借契約を締結し、賃料負担が生じている。 県は、庁舎等県有施設の未利用スペースの状況を詳細に調査し、現状を把握したうえで、当該未利用スペースについて全庁的な利活用の照会等を行う仕組みを整備することにより、施設の有効活用を図っていくことを検討されたい。	管財課による庁舎等県有施設の未利用スペース調査の結果、利活用可能な未利用スペースはなかったため、検討のうえ、引き続き収蔵資料の保管場所として建物賃貸借契約を継続することとした。 今後も管財課の調査結果を注視しながら施設の有効活用を図っていく。
48	247	意見	文化財活用課	第5章第6-7 山形県立博物館 ② 入館料の管理手続きについて 入館料の管理は、担当者が蛍光マーカーにより現金をカウントしたことの証跡があるのみで、担当者の署名や押印といった証跡はなく、また上長による確認印等も見られなかった。 県は、あるべき入館料の金額と現金実際有高を確かめたことを示す担当者の署名又は押印等による管理の証跡を残すとともに、上長による確認という統制手続を実施することにより、不正リスクを最小限に抑える適切な管理を行っていくことが望ましい。	令和4年4月1日の入館状況の日報から、収入担当(総務主査)と上長(総務担当副館長)の確認印を設け、上長まで毎日収入金額の突合を行い確認した証跡が残るようにした。

# 令和3年度包括外部監査の結果等に対する対応

テーマ： 県有財産総合管理(ファシリティマネジメント)の実施状況について  
 報告書提出: 令和4年3月23日(水)

ID	報告書頁	指摘意見	所管課(関係課)	監査結果等	措置状況(措置(予定)内容又は対応方針)
49	253	意見	生涯教育・学習振興課	第5章第6-8 山形県神室少年自然の家 ① 施設の必要性を確認するための施設KPI設定について 当施設において、施設KPIが設定されていない。 施設KPIは目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定するべきものである。 よって県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設KPIを設定することを検討されたい。当施設の場合、「利用者数」「年齢別の利用者数」「利用者(特に青少年)に対するアンケート結果」などに基づく指標が考えられる。	当施設は、教育基本法及び社会教育法に基づき、県民の生涯学習、社会教育活動において利用されることを目的として設置している。 そのため、利用の規模や人数の多寡等を以て、施設の必要性を判断することは適切ではないことから、施設KPIを設定することはできない。
50	254	意見	生涯教育・学習振興課	第5章第6-8 山形県神室少年自然の家 ③ 施設アセスメントによる利活用の方向性について 当施設は、県の施設アセスメントによる二次評価において、「維持」という評価がなされているが、施設KPIが設定されていない状況下で、設置目的がどの程度達成されているかを判断できるのか疑義がある。 県は、設備投資額と当該投資を実施した場合の今後の施設利用年数分の交通費補助額を比較衡量し、経済性の観点から更新投資の効果を検討し、改めて当該施設の評価を実施すべきである。	本県の青少年教育施設は、各地域のそれぞれの特性を生かした体験を行うことを目的に、県内4地域に設置されている。青少年の体験活動環境を保证するため、今後も施設を維持していくことを前提とし、維持管理コストの軽減を図り継続とする。
51	254	意見	生涯教育・学習振興課(管財課)	第5章第6-8 山形県神室少年自然の家 ② 撤去に係る手続き及び緊急時の運用に関する周知の検討について 老朽化による故障のため点灯しない状態となっている玄関横の外灯について、撤去に係る手続きを進めているものの、事務処理に時間を要し、撤去作業を開始できない状況であった。 撤去までの事務の手続きはあるものの、緊急時には手続きに先行して処分することも可能な運用となっているが、施設所管部局では、今回のような撤去事務は初めてであり、申請手続きに不慣れで緊急時の運用について認識不足があったため、時間を要していたものとする。 今後、施設の老朽化に伴い、こうした撤去が増加することが考えられるため、県は、事務手続き及び緊急時の運用について周知するなど検討されたい。	令和4年4月に開催した「令和4年度第1回青少年教育施設長会議」において、撤去に係る事務手続き及び緊急時の運用について周知し、今後各施設及び所管課で撤去の手続きが速やかに進むよう指導した。
52	261	意見	総務厚生課	第5章第6-9 山形県職員会館あこや会館 ① 施設の必要性を確認するための施設KPI設定について 当施設において、KPIが設定されていない。 施設KPIは目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定するべきものである。 県は、施設の必要性を確認するため、地方職員共済組合山形県支部運営審議会にてモニタリングされている利用者数などを参考にして、早急に当施設のKPIを設定することを検討されたい。	当施設は地方職員共済組合山形県支部が県の財産の貸付を受けて設置し、民間事業者に運営を委託しており、県は運営に関与していないことから、県が施設KPIを設定することはなじまない。 現行どおり、共済組合及び受託者が年度毎に事業計画において目標指標を設定し、施設の必要性を確認していく。
53	261	意見	総務厚生課(管財課)	第5章第6-9 山形県職員会館あこや会館 ② 再生に向けた長寿命化計画の精緻化について 施設アセスメントの結果、利活用等の方向性が「再生」と決定されたため、個別施設計画個票を策定し、今後10年間の長寿命化対策費用の概算を整理している。しかし、当該対策費用は保全マネジメントシステムで標準として設定されている機器部材の更新年数と更新単価に基づき機械的に算出されたものであり、実際には所管課で毎年予算要求の際に次年度の修繕工事を検討することとまっている。 県は、実際の老朽化具合を踏まえた修繕工事の実施時期の検討及び直近の工事単価に基づき対策費用の積算などにより長寿命化計画を精緻化することを検討されたい。	長寿命化計画の精緻化については、山形県県有財産総合管理推進本部事務局における全庁的な対応を踏まえ検討を行っていく。
54	262	意見	総務厚生課	第5章第6-9 山形県職員会館あこや会館 ③ 無償貸付けしている物件に係る維持補修費用の負担関係の見直しについて 県は地方職員共済組合山形県支部に対して、当施設の敷地及び建物が無償貸付けしているが、これに加えて、土地(建物)使用貸借契約における修繕義務等に係る原則的な取扱いに従い、直近5年間で年平均2百万円の施設修繕費を負担している。使用貸借である以上、通常必要な維持管理費については借主が負担することが合理的である。 県は、今後、施設の老朽化がさらに進展し、大規模な改修や修繕が必要となる前に、将来における当施設の在り方について慎重に議論することを含め、当施設の敷地及び建物の無償貸付けに加えて維持補修費まで負担している現状の負担関係について見直す必要があると考える。	現状の維持補修費用に係る負担関係については、関係法令の趣旨に則り対応しているが、さらに老朽化が進み大規模な改修等を要する場合には、県、共済組合、受託者の間で協議し合意形成を図る必要がある。 また、今後、長寿命化計画の精緻化による維持補修費用の精査を含め、将来的な当施設の在り方について検討していく。 これらの結果を受け、県及び共済組合の財政状況等も踏まえながら費用負担の在り方について併せて検討を行っていく。
55	271	意見	雇用・産業人材育成課	第5章第6-10 産業技術短期大学校庄内校 ① 施設の必要性を確認するための施設KPI設定について 当施設において、施設KPIが設定されていない。 施設KPIは目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定するべきものである。 県は施設の必要性を確認するため、「第10次山形県職業能力開発計画(計画期間 H28～R2年度)」の「数値目標」に定める「公共職業訓練(学卒者)の正社員就職率」や「公共職業訓練(学卒者)の県内就職率」などの指標を用いて、早急に当施設の施設KPIを設定することを検討されたい。	令和4年3月28日に策定した「第11次山形県職業能力開発計画(計画期間 R3～R7年度)」において、当施設及び他2施設の県全体数値目標「正社員就職率」や「県内就職率」設定にあたり、当該施設による協議を経て、各施設が当該目標値を達成することで、3施設(県)全体の目標達成となることの認識共有の下、設定した。 施設KPIは計画に定める県全体目標値と同値である。



# 令和3年度包括外部監査の結果等に対する対応

テーマ： 県有財産総合管理(ファシリティマネジメント)の実施状況について  
 報告書提出: 令和4年3月23日(水)

ID	報告書頁	指摘意見	所管課(関係課)	監査結果等	措置状況(措置(予定)内容又は対応方針)
56	272	意見	雇用・産業人材育成課	第5章第6-10 産業技術短期大学校庄内校 ② 役務提供の実態に応じた費用負担について 当施設と、隣接する庄内職業能力開発センターでは、調達事務の効率化の観点から、施設維持管理業務や水道光熱費などを当施設で一括して業者と契約締結し、業者への支払いの予算計上や実績の集計などを全て当施設で行っている。所管部局が各施設に係る支出を区分して把握していない場合、集約化等を含む施設利活用等の検討において各施設の採算性や仮に廃止した場合に軽減される支出額を把握することが困難である。 県は、各施設の行政コストの実態に基づいた施設の中長期的な在り方を検討するためにも、役務の費消に応じて施設ごとに予算計上、実績集計することが望まれる。	業務効率化のため、予算の一括計上、一括契約を行っているが、内訳として各施設の予算額及び決算額を把握・管理している。
57	273	意見	雇用・産業人材育成課	第5章第6-10 産業技術短期大学校庄内校 ③ 除籍図書に係る売却及び古紙回収等の検討について 当施設では今回図書室の蔵書及びレイアウトの見直しを行った結果、大量の蔵書を処分することとなった。 除籍本について、業者への売却による収支が焼却等処分に要する経費よりプラスとなり、かつ売却後の適正な取り扱いが確保されるような場合は、売却及び古紙回収等の選択肢をより積極的に検討することが望ましい。	売却できるものは売却することとし、今年度の除籍本について、8月に見積合わせを行い、売却した。(収入額は38,000円)
58	278	意見	庄内総合支庁総務課	第5章第6-11 庄内総合支庁(分庁舎を含む) ① 施設の必要性を確認するための施設KPI設定について 当施設において、施設KPIが設定されていない。 施設KPIは目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定するべきものである。 県は施設の必要性を確認するため、それぞれの部署の機能に応じた「相談対応件数」「申請受付件数」「書類発行件数」などの指標を設定し、早急に当施設の施設KPIを設定することを検討されたい。	総合的な出先機関として、地域における課題に対して総合的かつ迅速に対応する役割を担うとともに、その所掌する事務については当該事務を所掌する本庁の機関と連携し、当該事務に係る県行政の一体性を確保するための施設であり、庄内地域に同じ機能を有する施設がないことから、施設KPIの設定はできない。
59	278	意見	庄内総合支庁総務課	第5章第6-11 庄内総合支庁(分庁舎を含む) ② 劣化度診断調査を受けた調査と修繕の早期実施について 令和3年3月31日に策定された建物長寿命化計画の当施設に関する資料の「個別施設の状態等」の項目では、本庁舎の外壁につき早急な対応が必要、内部仕上につき著しい劣化現象があると指摘されている。しかし、同資料の「実施時期と対策費用」の項目にこの外壁及び内部仕上への対応費用は計上されていない。 特に外壁については崩れ落ちることで利用者に危害を加える危険性もあるため、早期に調査を実施し、必要な修繕を実施する必要がある。	令和4年3月に庄内総合支庁本庁舎外壁の調査を実施し、その調査結果をもとに、令和5年度当初予算において外壁の修繕経費を要求している。
60	279	意見	庄内総合支庁総務課	第5章第6-11 庄内総合支庁(分庁舎を含む) ③ ペーパーレス化等による業務効率化の推進と空きスペース活用の検討について 公文書ファイル冊数の過去5年間の推移を見ると、廃棄により年度末保管冊数は減少傾向にあるものの、新規登録冊数は平成29年度以前と比較して平成30年度以降は増加している。 当施設では公文書ファイルや申請書等の書類が大量に保管されており、その保管場所は庁舎内の複数の場所に点在し、多くのスペースを割いている。 平成31年3月に県が公表した「山形県ICT推進方針の概要について」に記載されている方針に基づき、事業者からの申請等の電子化や書類のペーパーレス化により公文書ファイルの新規登録冊数を削減しつつ、業務効率化を推進するとともに、今後もルールに則った廃棄により文書保管スペースの縮小に努めながら、施設全体の有効利用について検討されたい。	エコオフィス運動の展開により用紙類使用量の昨年度比年1%削減を目標としてペーパーレス化に取り組んでいるところである。 また、令和4年8月に書庫にある廃棄すべき公文書ファイルを廃棄し、文書保管スペースを縮小した。これにより出来た空きスペースは、コロナ関連の備品等を保管する場所として有効活用する予定。
61	286	意見	水産振興課	第5章第6-12 栽培漁業センター ① 施設の必要性を確認するための施設KPI設定について 当施設において、施設KPIが設定されていない。 施設KPIは目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定するべきものである。 県は施設の必要性を確認するため、第7次山形県栽培漁業基本計画で明示している指標を参考に、それぞれの機能に応じた複数の指標を設定し、早急に当施設の施設KPIを設定することを検討されたい。	令和5年6月に策定した「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画(第8次山形県栽培漁業基本計画)」において、水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標値を設定しており、当該目標値を施設KPIとして設定した。  <b>【目標値】</b> ひらめ120千尾(全長 60mm)、とらふぐ20千尾(体長 40mm)、えぞあわび210千個(殻長 25mm)、まなまこ10千個(全長20mm)
62	287	意見	水産振興課	第5章第6-12 栽培漁業センター ② 取水管と自家発電装置の更新投資に係る計画的更新について 栽培漁業においては水の確保が事業継続上不可欠であり、そのために施設の計画的更新が必要であるが、当施設では更新が計画されていない。 建築物だけでなくこれらの設備も当施設の根幹を支えるもので、正常稼働しなかった場合には多額の損失を生じる可能性がある。県有施設として保有し続けることが必要と判断される場合、施設の設置目的達成に必要な不可欠な設備についても、計画的な更新について検討されたい。	取水管と自家発電装置の更新については、今後、関係機関と相談し、計画的な更新について検討していく。 なお、当該施設については、全体的に老朽化が進んでおり、令和6年度以降に施設全体の移転や改築も含め検討する。

# 令和3年度包括外部監査の結果等に対する対応

テーマ： 県有財産総合管理(ファシリティマネジメント)の実施状況について  
 報告書提出: 令和4年3月23日(水)

ID	報告書頁	指摘意見	所管課(関係課)	監査結果等	措置状況(措置(予定)内容又は対応方針)
63	287	意見	水産振興課	第5章第6-12 栽培漁業センター ③ 蓄養の早期事業化について 当施設では屋外の餌料培養槽にて、令和2年度からヒラメ、アオリイカ、タイ及びフグの蓄養を試験的に行っているが、現在は試験的な運用であるため、培養槽の利用料は徴収していない。 当事業は当施設の目的に適う事業であることから早期に事業化し、適切な利用料を徴収することが望まれる。	蓄養中のへい死リスクや販売リスクについては、漁業者が負担しており、県は蓄養コストや販売状況などのデータをいただき、事業展開に向けた分析を進めているところ。蓄養の採算性を確認のうえ適切な対価を徴収していきたい。 なお、当該施設については、全体的に老朽化が進んでおり、令和6年度以降に施設全体の移転や改築も含め検討することとしており、蓄養事業の展開も併せて検討していく。
64	299	意見	産業技術イノベーション課	第5章第6-13 工業技術センター ① 施設KPIの設定について 県では、総合発展計画で設定したKPIのみを当施設の施設KPIに設定しているが、当施設が独自に策定した長期ビジョンに基づく達成目標も施設KPIに設定すべきである。 施設KPIは目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定するべきものである。 また、一部の達成目標に関して、達成目標の定義検討や測定方法をあらかじめ設定しておくべきところ設定されていなかった。 当施設に限らず、今後、県として施設KPIを設定する際は同様のことがないように徹底すべきである。	長期ビジョンの達成目標についても、施設KPIとして設定する。 また、長期ビジョンの達成目標のうち定義や測定方法が設定されていないものについては、令和3年度において以下の整理を行ったところである。 ○新規創業・新規事業の創出 センターの支援により製品開発や技術移転が行われたもののうち、新規創業及び新たに異分野に進出した事業者の件数 ○ものづくり現場のスマート化 センターの支援により製造現場にIoTやAI、ロボット等が導入された件数 ○企業への貢献 センター利用企業に対するアンケートを実施しセンターの貢献度を金額で把握し集計したもの ○技術移転・製品化 センターの支援により行われた製品開発や技術移転の件数 ○設備利用数 試験装置等の利用件数
65	301	意見	産業技術イノベーション課	第5章第6-13 工業技術センター ② 廃棄予定物品・長期未利用物品の廃棄処分による施設スペースの有効活用について 当施設に設置されている物品のうち、「故障」もしくは担当部署からの「廃棄希望」があるが、廃棄処分されていないものがあった。 財源的な制約も考慮しながら、廃棄予定物品や長期未使用物品について計画的に廃棄処分し、これにより空いた施設スペースを有効活用するべきである。	予算の執行状況を見ながら適宜不要物品等の処分を進めている。引き続き、補助事業で購入した設備に係る財産処分制限期間や処分経費などを考慮しつつ、不要機材の処分を進めていく。
66	302	意見	産業技術イノベーション課	第5章第6-13 工業技術センター ④ 業務委託の共同発注について 当施設の清掃業務の業務委託について、隣接する山形県高度技術研究開発センターとは別々に行われ、共同調達の検討が行われていない。 両施設は渡り廊下でつながっており、実質的に一体での運営が行われていることから、一括発注をする場合のコスト削減の余地を模索するべきである。	長期継続契約のもとでの契約期間のずれや、両センター間での清掃業務の内容の違いなどの課題もあるが、受託事業者から聞き取りを行いながら、一括委託の方策を探っていく。
67	302	意見	産業技術イノベーション課	第5章第6-13 工業技術センター ③ 減免基準の明確化について 当施設では、手数料条例において「特に公益上必要があると認めるときは、手数料を減免することができる」と規定されているが、具体的な減免基準を設けておらず、減免申請がある都度、「公益上必要があると認め」られるかの検討した上で減免の認可をしている。 事案ごとに減免の認可可否を検討するのでは事務の非効率につながりかねないため、あらかじめ想定される減免事案があるのであれば、減免基準を設定することを検討されたい。	令和4年度において、工業技術センターが内規として減免基準の整理を行った。
68	303	指摘事項	産業技術イノベーション課	第5章第6-13 工業技術センター ⑤ 行政財産目的外使用許可の更新手続きの漏れについて 当施設の敷地内の一部に関して、行政財産目的外使用許可に関する更新手続きが漏れている事案が確認された。 現地調査時点において、使用許可申請書の提出漏れがあったことを把握し、申請書の提出に向けた手続きを行っているとのことであるが、同様の使用許可申請漏れがないように、行政財産目的外使用許可申請に係る手続きの徹底を図るべきである。	行政財産目的外使用許可に関する更新手続きが漏れている事案に関しては、工業技術センターの担当者が相手方と協議を行い、令和3年11月15日付けで行政財産使用許可書を発行した。 また、今後同様の事案が発生しないよう、使用許可・更新案件及び手続時期のリストを作成し、所属及び所管課においてチェックを行っている。

# 令和3年度包括外部監査の結果等に対する対応

テーマ： 県有財産総合管理(ファシリティマネジメント)の実施状況について  
 報告書提出: 令和4年3月23日(水)

ID	報告書頁	指摘意見	所管課(関係課)	監査結果等	措置状況(措置(予定)内容又は対応方針)
69	308	意見	水産振興課	第5章第6-14 内水面水産研究所 ① 施設の必要性を確認するための施設KPI設定について 当施設において、施設KPIが設定されていない。 施設KPIは目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定するべきものである。 県は施設の必要性を確認するため、「大型マスの産卵数」や「調査件数」などそれぞれの機能に応じた複数の指標を設定し、早急に当施設の施設KPIを設定することを検討されたい。	当施設は、河川・湖沼における水産有用魚種等の増殖技術に関する研究開発および指導を目的として設置している。 そのため、年度毎の試験研究課題数を施設KPIとして設定することとした。  <b>【目標値】</b> 試験研究課題の「一般課題」、「公募課題」及び「業務課題」の合計値(令和3年度実績8件)を下回らない数値
70	308	意見	水産振興課	第5章第6-14 内水面水産研究所 ② 維持すべき機能の見定め及び機能に応じた移転先の選定について 県の施設アセスメントにおける利活用等の方向性について、二次評価で「再生(一部維持)」を選択しているものの、養魚用水の確保と施設の老朽化を考えると「再生」ではなく、「集約化」としてより効果的・効率的な内水面漁業の振興のための方向性を検討することが望ましい。 そのためには、県の内水面漁業にとって必要な機能を取捨選択する必要がある。内水面水産研究所の研究・開発の方向性に合わせて、遊佐町にある内水面水産センターを所有する公益財団法人山形県水産振興協会と連携し、有効性・効率性の観点から施設の集約化などを進めることが必要と考える。	水産関係の県有施設については、全体的に建設後50年近く経過する等、老朽化が進んでおり、順次、移転や改築の検討が必要な状況となっている。そのため、令和6年度については、水産研究所や栽培漁業センターの移転も含めた改築の検討を実施する予定としている。施設の集約化については、その検討と併せて、水産振興課、公益財団法人山形県水産振興協会と連携して検討・推進していく。
71	314	意見	産業技術イノベーション課	第5章第6-15 高度技術研究開発センター ① 施設の必要性を確認するための施設KPI設定について 当施設において、施設KPIが設定されていない。 施設KPIは目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定するべきものである。 県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設KPIを設定することを検討されたい。	高度な工業技術に関する研究開発を支援するという施設の設置趣旨を踏まえ、貸与用研究室の入居状況(入居率)をKPIとして設定した。
72	315	意見	産業技術イノベーション課	第5章第6-15 高度技術研究開発センター ② 未利用スペースの活用について 当施設内に、現地調査時点で未利用となっているスペースが確認された。 当施設担当者としても今後の活用策を検討している段階であるが、広大なスペースが未利用となっていることから、入居スペースの拡張や全面研修室への転換など早期に活用策を検討されたい。	活用する用途に応じ相当程度の予算措置が必要となるため、部屋の形状等に適した利用方策や使用ニーズの把握等に努めながら、効果的な活用に向け検討を進めていく。
73	320	意見	高校教育課	第5章第6-16 山形県教育センター ① 施設の必要性を確認するための施設KPI設定について 当施設において、施設KPIが設定されていない。 施設KPIは目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定するべきものである。 よって県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設KPIを設定することを検討されたい。当施設の場合、「利用者数」「研修受講者数」「教員からのアンケート結果」などに基づく指標が考えられる。	次回アセスメントの実施に向けて検討をしていく。
74	320	意見	高校教育課	第5章第6-16 山形県教育センター ② グラウンドの利用状況について 当施設に設置されているグラウンドは、雑草が生えており手入れがされておらず、とてもレクリエーション活動や余暇活動には利用できない状態であった。 県は、当施設の設置目的に沿って設備が利用されるよう、しっかりと整備を行い、本来目的に供用される方向性を検討されたい。	本来の目的に沿った具体的な有効活用策を検討し、その活用形態に応じた整備を進めていく。
75	321	意見	高校教育課	第5章第6-16 山形県教育センター ③ プラネタリウムの利用状況について 当施設に設置されているプラネタリウム室は平成29年に隣の保育園の幼児教育のために利用されたことを最後に、利用されていない。 県は、撤去費用と維持費用との比較衡量をした上で早急に撤去などの対応を取るか、もしくは手直しを行い、本来の目的に供用することを検討すべきである。	建物と一体の設備であり撤去には多額の費用を要することから、撤去は行わないものの、設備のメンテナンスなどの維持費用をかけないで管理していく。
76	322	意見	高校教育課	第5章第6-16 山形県教育センター ④ 宿泊棟の利用状況について 当施設に設置されている宿泊棟は、竣工以来大きな改築や増築は無く、老朽化が進んでおり、近年宿泊者の減少傾向が顕著である。 県は、宿泊については民間施設への宿泊を誘導した上で金銭的な補助をするなどのソフト面でのサポートを行い、宿泊棟については今後の維持管理費も考慮に入れ解体の可否を検討されたい。	施設の費用対効果や代替施設の状況などを整理のうえ、今後の維持活用について検討していく。

# 令和3年度包括外部監査の結果等に対する対応

テーマ： 県有財産総合管理(ファシリティマネジメント)の実施状況について  
 報告書提出: 令和4年3月23日(水)

ID	報告書頁	指摘意見	所管課(関係課)	監査結果等	措置状況(措置(予定)内容又は対応方針)
77	323	意見	高校教育課	第5章第6-16 山形県教育センター ⑤ コロナ禍を踏まえた今後の施設の在り方について 現況のコロな禍において、Webでの研修が増加する傾向にあり、施設の来所利用者が減少している。 当施設に対する維持管理コストも相当程度かかっているため、今後、コロナ禍に関わらずWebによるオンラインによって当施設の多くの機能が維持され、一方で施設の来所利用者が減っていくのであれば、他施設との集約化なども検討されたい。	Webによるオンラインによって来所の利用者は減少しているものの、施設(研修室等)の利用はむしろ増加している。さらに、今後、教員の学びの機会の拡充が求められる状況であり、現時点では他施設との集約化によらず単独での運営を継続していく。
78	329	意見	管財課	第5章第6-17 山形第16号職員アパート ① 施設アセスメント二次評価での方向性変更時の説明追加の検討について 当施設の施設アセスメントによる利活用等の方向性について、一次評価の「廃止(解体等)が望ましい」から二次評価で「再生」と変更しているが、二次評価における老朽化の度合い、入居率の状況、代替施設の有無等に関する事務局所見には方向性の変更に関する合理的な理由が見受けられない。 県は、二次評価で方向性を変更する場合には、事務局所見として変更に関する合理的な説明を記載するべきである。また、合理的な説明が可能であるということは、所見に記載されていない定性評価要素があることを意味し、当該要素を制度的に二次評価の考慮要因に組み込むことも検討されたい。	次回アセスメント実施時に検討する。
79	331	意見	管財課	第5章第6-17 山形第16号職員アパート ② 改修工事の効果測定と原因分析に基づく改修と建替えの比較検討について 平成21年度以降始まった大規模改修工事の対象公舎の中に、改修後に入居率が低下した公舎がある。 定期的な人事異動制度や有事即応体制のために必要と判断して改修工事を実施する以上、その効果として、施設が有効利用されなければならない。県は、高い効果が見込める公舎を優先して改修工事を行うため、過去の改修工事について継続的に効果測定と入居率低下の原因分析を行っていく必要がある。その上で行政コストや財源等の面で経済的に有利な事業を選択することが必要と考える。	改修工事の効果測定と入居率低下の原因分析を行うとともに、改修と建替えの比較検討の手法について、他県の情報も収集しながら検討する。
80	332	意見	管財課	第5章第6-17 山形第16号職員アパート ③ 山形県公舎管理規則の公舎料単価に係る別表の区分見直しについて 県では、山形県公舎管理規則の別表第一において、構造・建設年次別区分に応じた1平方メートル当たりの公舎料の単価の額を定めており、参考とした国の規則が経過年数に応じて単価を設定しているのと異なっている。 老朽化度合いに応じた行政コストの適正な受益者負担の観点から、経過年数に応じて公舎料が逡減する国の単価設定区分の方が合理的であり、県は、当該規則の公舎料単価の額に係る別表区分について、経過年数に応じた単価区分とする等の方法により見直すことを検討されたい。	他県の状況等も調査しながら検討していく。
81	339	意見	施設装備課 管財課	第5章第6-18 山形警第9号職員アパート ① 県職員公舎と警察職員公舎の共同利用の推進について 県内市町ごとの県職員公舎と警察職員公舎の空き戸数を比較した結果、警察職員公舎の空き戸数がゼロで県職員公舎は空きがある市町や、県職員公舎・警察職員公舎ともに空き戸数がある公舎が多い市等が確認された。 県は、県有財産の有効活用、公舎の集約化・廃止による維持管理コストの軽減の観点から、県職員公舎と警察職員公舎の共同利用をさらに推進することを検討されたい。	監査結果を踏まえ、新庄市にある老朽化した警察職員宿舎の改修を予定していたところを、同じく新庄市にある廃止予定の県職員公舎を警察部局に管理換し、改修の上活用する計画(老朽化した警察職員宿舎は廃止、県全体として1棟減)に変更し、令和5年度当初予算において予算措置した。 今後も県職員公舎と警察職員公舎の共同利用を検討していく。
82	350	意見	教育政策課	第5章第6-19 山形東高等学校 ① 施設アセスメントにおける劣化度診断調査の精度向上について 県は、平成29年度に、施設アセスメントのうち「建物性能」の評価のため、「県有施設の劣化度診断調査」を実施し、当施設のうち「武道館」の外壁・外部建具について「B:部分的に劣化は認められるが、安全上機能上は問題なし」と判定していた。しかし、当該調査の翌年、武道館のバルコニー部分からコンクリート塊の崩落事故が発生していた。 よって、県は、劣化度診断に係る評価基準をより細分化又は具体化することで、より精度の高い劣化度診断調査を実施すべきである。	劣化診断調査の手法について、管財課や建築住宅課営繕室とも協議のうえ、検討していきたい。
83	351	意見	教育政策課	第5章第6-19 山形東高等学校 ② 未使用学校施設の立ち入り管理の強化について 県は、倒壊や部材落下の危険がある建物を未使用学校施設と位置づけており、平成29年3月末をもって耐震性を理由に使用中止となった当施設旧理科棟も含まれている。現地視察時における内部の状況は、使用しなくなった廃材や廃棄物等が置かれており、またスキヤクの調整台が設けられ出入りしていた形跡が残っていた。 県は、耐震性に問題があり安全性が確保できないと判断した施設については、生徒や教師が許可なく立ち入りできないよう管理を強化する必要がある。	令和4年4月に開催した県立学校事務部長会議において、各校の事務部長に対し、耐震性に問題があり安全性が確保できないと判断した施設について、生徒や教師が許可なく立ち入りできないように管理を徹底するよう指導した。

# 令和3年度包括外部監査の結果等に対する対応

テーマ： 県有財産総合管理(ファシリティマネジメント)の実施状況について  
 報告書提出: 令和4年3月23日(水)

ID	報告書頁	指摘意見	所管課(関係課)	監査結果等	措置状況(措置(予定)内容又は対応方針)
84	359	意見	教育政策課(管財課)	第5章第6-20 遊佐高等学校 ① 県立学校等の配置の妥当性に関する定量的な検討の実施について 当施設の施設アセスメントによる利活用等の方向性について、学校施設の配置を理由として、一次評価の「廃止(解体等)が望ましい」から二次評価で「維持」と変更している。 一般的に施設の整備・更新には多額のコストを要する上に、いったん整備すると数十年間、施設の維持管理コストが発生することになるため、少子化が進む社会環境下では、将来にわたって有効活用することができない可能性があり、生徒・保護者や地域社会のニーズに加えて、県全体の将来を踏まえた公共施設マネジメントの視点からの検討も行うべきである。 県は、施設アセスメントの二次評価において、施設の利活用等の方向性を変更する場合、地域のニーズのほか、「生徒一人当たり純経常行政コスト」などの定量的指標も考慮して、妥当性を説明することが必要であると考えます。	施設アセスメントの二次評価の進め方については、県有財産総合管理推進本部事務局である管財課とも、協議のうえ検討していきたい。
85	361	意見	教育政策課	第5章第6-20 遊佐高等学校 ② 劣化度診断及び耐震点検対象外施設に係る定期的な安全性調査の必要性について 県は、倒壊や部材落下の危険がある建物を未使用学校施設と位置づけており、当施設では格技場と農業実習室が含まれているが、現地視察時、格技場は不要となった物品等の物置として、農業実習室はテント部材の倉庫として利用されていた。また、この他に電気陶芸がま等の備品が備え付けてある倉庫があるが、延床面積200㎡未満であるため、「劣化度診断調査」および「学校施設の非構造部材の耐震点検」の対象外となっていた。 県は、生徒や教師が出入りすることが想定される施設については、安全性の調査を定期的に行う必要がある。	学校施設における定期的な安全性調査について、具体的な調査方法を検討していきたい。
86	362	指摘事項	教育政策課	第5章第6-20 遊佐高等学校 ③ 最新の備品一覧表に基づく照合確認の確実な実施について 県では、毎年7月備品現物と備品台帳との照合確認を実施しているが、当施設で令和3年7月に実施された備品照合確認において、担当者は前年度の備品台帳を加工後使用して現物との照合を行っており、内容を精査したところ、照合時点までに廃棄したものが台帳に含まれていた。 よって、県は、備品照合の手続きについて、「物品の管理事務について(通知)」に従って最新の備品一覧表に基づき確実に実施する必要がある。	備品台帳は令和4年2月に修正し、令和3年7月に実施した備品照合確認において不整合だった事案に関しては不整合調査報告書を作成した。また、再発防止のため、県立学校事務部長会議において、備品照合の手続きを確実に実施するよう指導した。
87	364	指摘事項	会計局 会計課	第5章第6-20 遊佐高等学校 ④ 地方公会計の固定資産台帳上の除却登録漏れの修正について 県では、地方公会計データのうち固定資産台帳の情報に、当施設についてデータの重複と除却登録漏れが確認された。旧自転車置き場は重複して登録され、かつ、平成28年度に解体して別に新設しているが、固定資産台帳上はその全てが登録されている状況であった。 県は、基本方針に地方公会計で算出された有形固定資産減価償却率の推移を盛り込み、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。有形固定資産減価償却率を適切に把握するためには固定資産台帳が正確である必要があり、県は、地方公会計の固定資産台帳上、当施設に係る除却登録漏れについて修正する必要がある。	令和4年3月、固定資産台帳の当該データの除却登録漏れを修正した。
88	372	意見	教育政策課	第5章第6-21 新庄神室産業高等学校 ① 劣化度診断及び耐震点検対象外施設に係る定期的な安全性調査の必要性について 県は、倒壊や部材落下の危険がある建物を未使用学校施設と位置づけており、当施設では寄宿舎が含まれている。寄宿舎は、平成15年開校時に旧新庄農業高等学校から移管されたもので、当時から休舎としていた。平成25年度より新庄市へ一部貸与し、新庄市はこれを市立学童保育所として使用しているが「劣化度診断調査」および「学校施設の非構造部材の耐震点検」の対象外となっていた。 よって、県は、市町村等に貸与して不特定多数が出入りする施設についても、安全性の調査を定期的に行う必要がある。	学校施設における定期的な安全性調査について、具体的な調査方法を検討していきたい。

# 令和3年度包括外部監査の結果等に対する対応

テーマ： 県有財産総合管理(ファシリティマネジメント)の実施状況について  
 報告書提出: 令和4年3月23日(水)

ID	報告書頁	指摘意見	所管課(関係課)	監査結果等	措置状況(措置(予定)内容又は対応方針)
89	373	意見	教育政策課	第5章第6-21 新庄神室産業高等学校 ② 貸与物件の譲与等の検討による未使用学校施設の解体推進とコスト縮減について 県は、未使用学校施設を解体していくこととしているが、令和3年度までの4年間で解体完了又は実施が決まっているものは、解体予定の建物延床面積合計58,586㎡のうち8,683㎡(14.8%)であった。 未使用学校施設に含まれる当施設の寄宿舎の一部について、新庄市による修繕が複数回実施され、実質的な施設管理は新庄市が行っていると考えられる。 こうした施設については、今後の解体費の縮減のため、無償貸与ではなく、譲渡・移管についても検討し、総量を縮減した上で、計画的に早期に解体を進める必要がある。	貸与物件の譲渡や移管も含め、未使用学校施設の総量縮減について、引き続き取り組みを進める。
90	373	意見	教育政策課	第5章第6-22 米沢養護学校 ① 構造体及び附属設備に係る定期点検の追加実施について 県は、平成29年度以降、毎年、県立学校の定期点検として文部科学省からの要請により「学校施設の非構造部材の耐震点検」を実施している。当施設の寄宿舎棟の点検結果(点検日: 令和3年3月17日)は外壁の一部にひび割れがあり「B: 異常かどうか判断がつかない、わからない」との評価以外はすべての項目で「A: 異常はみとめられない、または対策済み」との評価であり、大きな異常はないという結果であった。 しかし、当施設に高等部就労コースを設置するにあたり、令和3年度に寄宿舎の状況を調査したところ、利用するためには大規模改修が必要と判断され、当初改修の計画だったが、新築する計画に変更している。 毎年の点検で大きな異常はないと判断していたにもかかわらず大規模改修が必要となったのは現行の定期点検では構造体や附属設備の劣化度に関する点検が実施されていないためと考える。 県は、現行の定期点検でカバーできない部分については、「施設管理者のための県有施設日常点検管理の手引き」を活用して追加実施し、学校施設が安全かつ効率的に活用できているかチェックする必要があると考える。	構造体及び附属設備について、「施設管理者のための県有施設日常点検管理の手引き」の内容を精査のうえ、日常の点検も含め、どのような対応ができるか検討していきたい。
91	387	意見	施設整備課	第5章第6-23 山形県総合交通安全センター ① 非常用自家発電装置の予備電源としての太陽光発電設備の点検・維持管理について 当施設では、非常用自家発電設備の予備電源として太陽光発電設備を設置しているが、非常時に備えて当該設備で発電された電気を使用しておらず、一方で保守点検業務の委託対象にも含めていない。 県は、予備電源としての太陽光発電設備が、必要な時に故障して利用できないということがないように、当該設備の点検・維持管理を行うことを検討されたい。	令和4年2月、施設整備課において施設の自己点検項目に太陽光発電の項目を追加の上、関係所属長に対し通知し、当該設備の点検・維持管理を行うよう指導した。
92	387	意見	施設整備課	第5章第6-23 山形県総合交通安全センター ② 使用頻度が低い物品の再調達時の他機関からの借用や共同利用等の検討について 当施設には使用頻度が著しく低い技能試験用車があるが、道路交通法で手数料の額の標準を定めて全国的に統一した取扱いとする趣旨に鑑みれば、使用回数が少ないことを理由として、受益者である受験者に負担させるために手数料を増額することは困難である。 よって、県は、使用頻度が極めて低い技能試験用車の再調達に際しては、予約制や毎月の試験実施日等を固定する工夫を行った上で、他機関からの一時的な借用や共同利用等を検討されたい。	中型バスを活用する所属との共同利用について検討していく。
93	389	意見	施設整備課	第5章第6-23 山形県総合交通安全センター ③ 食堂の光熱水費等実費相当額の減免継続の検討について 当施設では、施設を利用する県民のため、また職員の福利厚生施設として食堂を設置し、民間の事業者に対して行政財産の目的外使用を許可している。県の事務取扱要領によれば、光熱水費実費相当額については原則として減免できないが、過去食堂の経営が厳しく撤退の申し出があった時期に、当該要領のただし書に基づき、50%の減額を行い、現在も継続している状況である。 県は、事業者の収支計算書や過去の経緯等を踏まえて経営状況を確認し、光熱水費実費相当額の減免という例外的な取扱いの継続の適否を毎年検討する必要がある。	令和4年3月、施設整備課において、事業者の経営状況等を確認の上、減免の適否について検討を実施した。今後も事業の継続を前提としつつ、規則上、原則的に減免できない光熱水費の取扱いについて、形骸化することなく毎年相手方と交渉し適否を検討していく。
94	395	意見	施設整備課	第5章第6-24 天童警察署 ① 非常用自家発電装置の予備電源としての太陽光発電設備の点検・維持管理について 当施設では、非常用自家発電設備の予備電源として太陽光発電設備を設置しているが、非常時に備えて当該設備で発電された電気を使用しておらず、一方で保守点検業務の委託対象にも含めていない。 県は、予備電源としての太陽光発電設備が、必要な時に故障して利用できないということがないように、当該設備の点検・維持管理を行うことを検討されたい。	令和4年2月、施設整備課において施設の自己点検項目に太陽光発電の項目を追加の上、関係所属長に対し通知し、当該設備の点検・維持管理を行うよう指導した。

# 令和3年度包括外部監査の結果等に対する対応

テーマ： 県有財産総合管理(ファシリティマネジメント)の実施状況について  
 報告書提出: 令和4年3月23日(水)

ID	報告書頁	指摘意見	所管課(関係課)	監査結果等	措置状況(措置(予定)内容又は対応方針)
95	395	指摘事項	施設装備課	第5章第6-24 天童警察署 ② 備品標示票のない物品の標示について 当施設の備品の一部について、山形県財務規則で定める備品標示票が貼付されていなかった。 県は、山形県財務規則等に従い備品標示票の貼付等を行い、常に管理台帳等との照合確認ができるように対応する必要がある。	令和3年11月、天童警察署において当該備品に対して備品標示票の貼付又は物品番号の手書き記入等の対応を実施した。 また、令和4年2月、警務部会計課において関係所属長に対し、再発防止に関する教養資料を発出した。
96	409	指摘事項	会計局 会計課	第5章第6-26 県営飯塚住宅 ① 地方公会計の固定資産台帳上の耐用年数適用誤りの修正について 当施設について、県の地方公会計の固定資産台帳上、木造であるが鉄筋コンクリート造の耐用年数等が適用され、建築工事と機械設備工事・電気設備工事が区分されているが全て建築工事の耐用年数が適用されて減価償却費の計算が行われていた。 県は、基本方針に地方公会計で算出された有形固定資産減価償却率の推移を盛り込み、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。有形固定資産減価償却率を適切に把握するためには固定資産台帳が正確である必要があり、県は、固定資産台帳上、当施設に係る耐用年数登録を修正する必要がある。	固定資産台帳に当該資産の情報を登録する際に、耐用年数の適用を誤ったものである。令和5年1月、会計課において固定資産台帳のデータを修正した。
97	413	指摘事項	会計局 会計課	第5章第6-27 元蔵王西部牧場 ① 地方公会計の固定資産台帳上のデータ重複及び除却登録漏れの修正について 当施設について、県の地方公会計の固定資産台帳上、データの重複及び既に解体して実在しない施設の除却登録漏れが確認された。 県は、基本方針に地方公会計で算出された有形固定資産減価償却率の推移を盛り込み、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。有形固定資産減価償却率を適切に把握するためには固定資産台帳が正確である必要があり、県は、固定資産台帳上、当施設に係るデータ重複及び除却登録漏れについて修正する必要がある。	令和4年3月、固定資産台帳の当該データの重複及び除却登録漏れを修正した。
98	418	意見	庄内総合支庁 総務課	第5章第6-28 元三川第3号職員アパート ① 未利用財産の県ホームページ等での公表による利活用・売却の促進について 当施設について、平成25年4月の公舎指定解除以降、県の未利用財産の利活用・売却等に関する意思決定プロセスに従い、部局内の検討、全庁的な検討を経て、毎年、庄内地域の2市3町に対して「普通財産(土地)一覧表」として当該敷地を含む情報提供を行い、利用計画について照会しているが、現状、利活用につながっていない。 県は、上記一覧表に未利用建物を含めた売却・貸付可能一覧を作成し、県ホームページ等での公募やサウンディング調査の実施等、民間への情報発信をし、財産の利活用・売却を促進することを検討されたい。	管財課において、他自治体の状況等も調査しながら検討するため、この検討結果を踏まえて対応していく。
99	428	意見	産業創造振興課	第5章第6-30 酒田北港地区 ① 総括原価回収方式の原価の範囲の見直しと分譲用地以外の土地に係る譲渡時期前倒しの検討について 分譲用地以外の土地については、分譲用地の売却が終了した段階で港湾管理者や地元市町へ譲渡する予定であるが、昭和49年から分譲開始され、47年経過した現在でも終了していない。この期間に、これらの土地の一部では浸食対策工事が、緑地では維持管理委託費が発生し、土地取得事業特別会計から支出している。 当該特別会計から支出するということは分譲収入により負担することを意味するが、分譲開始時の想定を超えており、これらの支出は、用地の譲渡先となることが想定される港湾管理者等に負担を求めるとを検討する必要があると考える。 県は、分譲期間が長期化している現状を踏まえて、維持管理費の軽減及び受益者負担の適正化の観点から、総括原価回収方式に基づき分譲収入により負担する原価の範囲の見直しと、分譲用地以外の土地の譲渡時期の前倒しについて、検討されたい。	分譲用地以外の売却先は、港湾管理者や所在市町が想定されるが、現段階では確定していないため、譲渡先及び分譲完了前の譲渡について検討していく。 このため維持管理費は引き続き土地取得特別会計から支出するが、当該会計に損失が発生せず、県債及び一般会計借入金を全額返済可能となるよう、企業誘致に取り組んでいく。
100	429	指摘事項	会計局 会計課	第5章第6-30 酒田北港地区 ② 地方公会計の固定資産台帳上の移管登録漏れの修正について 当財産について、県の地方公会計の固定資産台帳上、平成23年度に企業局へ移管済みであるが、土地取得事業特別会計の固定資産として登録されている。 県は、基本方針に地方公会計で算出された有形固定資産減価償却率の推移を盛り込み、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。有形固定資産減価償却率を適切に把握するためには固定資産台帳が正確である必要があり、県は、固定資産台帳上、当財産に係る移管登録漏れを修正する必要がある。	令和4年3月、固定資産台帳の当該データの移管登録漏れを修正した。

## 令和3年度包括外部監査の結果等に対する対応

テーマ： 県有財産総合管理(ファシリティマネジメント)の実施状況について  
 報告書提出: 令和4年3月23日(水)

ID	報告書頁	指摘意見	所管課(関係課)	監査結果等	措置状況(措置(予定)内容又は対応方針)
101	430	意見	産業創造振興課	第5章第6-30 酒田北港地区 ③ ふ頭用地等の港湾管理者等に対する早期譲渡の検討について 酒田北港地区に係る今後の収支見込みによれば、今後発生する造成工事費が9億円以下で、かつ、計画された分譲価格で分譲予定地が全て売却される場合には、当会計に損失は発生せず、令和2年度末時点の県債及び一般会計借入金を全額返済可能となっている。 このうち、分譲収入見込額には将来の貨物需要・土地需要に対応するための開発空間として留保している土地や専用泊地、堀込用地等が含まれているが、これらの土地について、民間への売却可能性が低い場合には早期に港湾管理者等に譲渡し、県債や一般会計借入金の償還原資とすることを検討されたい。	分譲用地以外の売却先は、港湾管理者や所在市町が想定されるが、現段階では確定していないため、譲渡先及び分譲完了前の譲渡について検討していく。 このため維持管理費は引き続き土地取得特別会計から支出するが、当該会計に損失が発生せず、県債及び一般会計借入金を全額返済可能となるよう、企業誘致に取り組んでいく。

(最終更新: 令和5年9月)